株式会社 廣済堂

証券コード:7868

KOSAIDO

第57回 定時株主総会招集ご通知

日時 2021年6月29日(火曜日)午前10時

場所 東京都港区芝浦一丁目2番3号
シーバンスS館 1階大ホール

“人生100年を様々な場面でサポートする廣済堂グループ”として、更なる成長を目指します。

廣済堂グループは、“情報ソリューション事業”、“人材サービス事業”、
“エンディング関連事業”を中心に据え、人生100年時代に、
長く必要とされる質の高いサービスを提供、創造し続けます。

企 業 理 念

当社の社名である「廣済」は「広く済（すく）う」という意味で、「広く社会に貢献したい」という創業者の熱い想いが込められています。
私たちは、社会の明るい未来に向けて、一人ひとりが高い志を持ち、心をひとつにし、新しい価値創造に努め、お客様から信頼され、選ばれる企業グループを目指します。

ご 挨 拶

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

ここに第57回（2020年４月１日から2021年３月31日まで）定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申しあげます。

2021年度は、「廣済堂大改造計画2020」を掲げた2022年度までの３カ年にわたる中期経営計画の中間年度にあたります。この改造を成し遂げ、更なる中長期的成長に向け邁進するためにも、グループ総力の結集と各事業の収益力増強が必要不可欠であると考え、持株会社体制への移行を本総会に上程いたします。

当社は、「廣済（広く社会に貢献する）」という思いを社名に込めていますが、時代によって事業領域は変わっても、その根底にある「廣済」の精神は変わりません。そして、今後も皆さまから信頼され、選ばれる企業グループを目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2021年6月



代表取締役社長
根岸　千尋

証券コード　7868
2021年６月10日

株　主　各　位

東京都港区芝浦一丁目２番３号
シーバンスS館13F
株式会社 廣 済 堂
代 表 取 締 役 社 長
根 岸 千 尋

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2021年６月29日（火曜日）午前10時（開場は午前9時30分から）

2. 場　　所　東京都港区芝浦一丁目２番３号　シーバンスＳ館　１階大ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第57期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第57期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案　取締役７名選任の件

第2号議案　吸収分割契約承認の件

第3号議案　定款一部変更の件

以　上

〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
〇代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、委任状等の代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
〇株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.kosaido.co.jp）に掲載させていただきます。
〇当社は、法令及び定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.kosaido.co.jp）に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。
①連結計算書類の連結注記表　②計算書類の個別注記表
なお、株主総会招集ご通知提供書面に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

・株主総会当日のお土産はお配りしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点の流行状況や、ご自身の体調をご確認の上、マスク着用等の感染防止策にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申しあげます。体調がすぐれない場合は、どうぞ無理をなさらぬようお願い申しあげます。
・可能な限り、議決権行使書面の郵送にて、議決権の事前行使をお願い申しあげます。
・当社では新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、感染状況や政府及び東京都の方針を考慮し、会場の座席につきご出席の株主様に一定の間隔をあけて座っていただく、マスク着用の義務化、体温37.5度以上の方の入場禁止等、株主総会開催日時点で必要な感染防止対策を講じますので、予めご理解賜りますようお願い申しあげます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日　時　2021年６月29日（火曜日）午前10時

場　所　東京都港区芝浦一丁目２番３号
シーバンスＳ館１階大ホール

郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**切手を貼らずにご投函**ください。

行使期限　2021年６月28日（月曜日）午後５時30分到着分まで

株主総会参考書類

第１号議案　取締役７名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役７名全員が任期満了となります。つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会の答申を受け決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

根岸千尋（ねぎし ちひろ）　再任

生年月日
1968年11月2日

所有する当社の株式数
3,700株

取締役会への出席状況
24回／24回（100%）

2008年１月　㈱パソナフォーチュン（現(株)パソナJOB HUB）入社
同社経営管理室長兼エグゼクティブサーチ室長
2009年10月　当社入社　情報イニシアティブ　上席スタッフ
2015年４月　当社　HC事業部　人材ビジネス本部　執行役員 本部長
2017年６月　当社　取締役　HRS事業部長兼ソリューション本部長、人材関係会社管掌
2018年６月　当社　常務取締役　人材関連事業統括、人材事業関連会社管掌
印刷事業変革プロジェクト推進責任者
2019年６月　当社　代表取締役社長(現任)

重要な兼職の状況
東京博善㈱取締役会長(非常勤)、㈱ファインズ非常勤取締役、㈱キャリアステーション非常勤取締役、㈱KOSAIDO Innovation Lab 非常勤取締役、PT.Kosaido HR Indonesia非常勤取締役

取締役候補者とした理由
根岸千尋氏につきましては、人材ビジネスをはじめとする当社の全事業領域に関する豊富な知識、経験を有し、当社での国内事業拡大及び海外新規事業創造の実績を活かすと共に、代表取締役として、当社グループ構造改革の推進役を担い、当社の企業価値向上をリードする役割りを果たしてきたことから、取締役候補者と致しました。選任された場合、引き続き代表取締役社長の職務を務める予定です。

候補者番号 2

黒澤 洋史（くろさわ ひろし）

再任

生年月日
1977年9月2日

所有する当社の株式数
— 株

取締役会への出席状況
20回／21回（95%）
（2020年６月就任後）

1999年 ４月　野村不動産㈱入社
2004年 ６月　パシフィックマネジメント㈱入社
2014年 ２月　㈱A.Cホールディングス
（現 ㈱アジアゲートホールディングス）入社
2016年 ６月　㈱岩手ホテルアンドリゾート　取締役管理本部長CFO
2017年 ４月　同社　代表取締役社長（現任）
2020年 ６月　当社　社外取締役
2021年 １月　当社　取締役CFO（現任）
経営戦略本部、関係会社管理担当
2021年 ２月　合同会社岩手レストランサービス　代表社員（現任）

重要な兼職の状況
㈱岩手ホテルアンドリゾート代表取締役社長、合同会社岩手レストランサービス代表社員

取締役候補者とした理由
黒澤洋史氏につきましては、現職における経営者としての経験及び、経理財務を中心とした経営管理業務全般に関する幅広い知識を有しており、当社の安定的な財務・経営基盤の構築に必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

黒崎守峰（くろさき もりお）

社外　再任

生年月日
1956年10月9日

所有する当社の株式数
— 株

取締役会への出席状況
21回／21回（100%）
（2020年６月就任後）

1980年11月　インテル㈱入社
1985年７月　デイジーシステム・ジャパン 入社
1986年７月　ウェスタンデジタルジャパン㈱ 入社
1988年７月　㈱アイシス 設立 代表取締役社長
1999年11月　㈱アイティーファーム 設立
代表取締役社長（現任）
2015年３月　㈱ガイアックス　社外取締役（現任）
2020年６月　当社　社外取締役（現任）

重要な兼職の状況
㈱アイティーファーム代表取締役社長、㈱ガイアックス社外取締役

社外取締役候補者に関する特記事項
黒崎守峰氏は当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
黒崎守峰氏につきましては、今後、当社が目指すDX化の推進を含むIT分野の豊富な知験及び、IT関連企業とのネットワークを有し、社外取締役として当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者といたしました。豊富なIT分野での知見を活かした当社経営への助言を期待しております。なお、黒崎守峰氏は当社独立性基準を満たしており、選任が承認された場合は独立社外取締役となります。

責任限定契約の内容の概要
当社は、黒崎守峰氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第23条に基づき責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

候補者番号 4

渡邉 雅之（わたなべ まさゆき）

社外　再任

生年月日
1970年5月2日

所有する当社の株式数
— 株

取締役会への出席状況
21回／21回（100%）
（2020年６月就任後）

1998年 ４月　総理府（官房総務課）入府
2001年10月　アンダーソン・毛利法律事務所
（現、アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所
2001年10月　弁護士登録（第二東京弁護士会）
2009年 ８月　弁護士法人三宅法律事務所入所
2011年 ５月　同パートナー（現任）
2014年 ６月　㈱王将フードサービス社外取締役（2021年6月退任予定）
2016年 ６月　日特建設㈱社外取締役（現任）
2017年 ４月　政府・特定複合観光施設区域整備推進会議委員（現任）
2020年 ６月　当社　社外取締役（現任）

重要な兼職の状況
弁護士法人三宅法律事務所パートナー、日特建設㈱社外取締役

社外取締役候補者に関する特記事項
渡邉雅之氏は当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
渡邉雅之氏につきましては、弁護士として企業法務に精通すると共に他社社外取締役としての豊富な経験や幅広い知見を有し、社外取締役として当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者といたしました。豊富な企業法務分野での知見を活かした当社経営への助言を期待しております。なお、渡邉雅之氏は当社独立性基準を満たしており、選任が承認された場合は独立社外取締役となります。

責任限定契約の内容の概要
当社は、渡邉雅之氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第23条に基づき責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

候補者番号 5

上村 明（かみむら あきら）

社外 新任

生年月日
1973年7月11日

所有する当社の株式数
— 株

取締役会への出席状況
—回／—回（—%）

2001年 4月 最高裁判所司法研修所 司法修習生
2002年10月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 入所
2004年 8月 シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業 入所
2008年 8月 Sidley Austin LLP 入所
2009年 8月 瓜生・糸賀法律事務所 入所
2013年 3月 上村総合法律事務所 設立
2014年 3月 ラオックス㈱ 社外監査役（現任）
2016年 5月 上村・太平・水野法律事務所 設立

重要な兼職の状況
ラオックス㈱社外監査役

社外取締役候補者に関する特記事項
上村明氏は当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
上村明氏につきましては、弁護士として企業法務に精通し、その豊富な経験や幅広い知見は、社外取締役として当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者といたしました。豊富な企業法務分野での知見を活かした当社経営への助言を期待しております。なお、上村明氏は当社独立性基準を満たしており、選任が承認された場合は独立社外取締役となります。

責任限定契約の内容の概要
当社は、上村明氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第23条に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

候補者番号 6

竹村滋幸（たけむら しげゆき）

社外　新任

生年月日
1950年5月30日

所有する当社の株式数
— 株

取締役会への出席状況
—回／—回（—%）

1975年 4月　全日本空輸㈱　入社
2005年 4月　同社　執行役員　調査室長
2008年 6月　同社　取締役執行役員
　企画室・アジア戦略室・調査室担当
2010年 4月　同社　常務取締役執行役員
　企画室・アジア戦略室・調査室担当
2011年 4月　同社　専務取締役執行役員
　企画室・アジア戦略室・調査室担当
2013年 4月　ANAホールディングス㈱
　専務取締役執行役員
2014年 4月　同社　取締役副社長執行役員
2017年 4月　同社　特任顧問（現任）

重要な兼職の状況
トラスト・キャピタル㈱社外取締役、㈱ケイブ特別顧問

社外取締役候補者に関する特記事項
竹村滋幸氏は当社との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
竹村滋幸氏につきましては、 ANAグループに長年にわたり在籍し、同社役員としての経験を活かし、社外取締役として、当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者といたしました。ANAグループでの経営経験を活かした当社経営への助言を期待しております。なお、竹村滋幸一氏は当社独立性基準を満たしており、選任が承認された場合は独立社外取締役となります。

責任限定契約の内容の概要
当社は竹村滋幸氏との間で、会社法第427条第１項及び定款第23条に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

候補者番号 7

中井川俊一（なかいがわしゅんいち）

社外　新任

生年月日
1963年4月16日

所有する当社の株式数
— 株

取締役会への出席状況
—回／—回（—%）

1988年 4 月　ワールド証券㈱（現㈱SBI証券）　入社
1996年 6 月　㈱エイチ・アイ・エス　入社
2004年 3 月　㈱バリュークリエーション　代表取締役
2007年 6 月　澤田ホールディングス㈱　常務取締役
2008年 1 月　H.S. International (Asia) Limited　取締役
2008年 2 月　ラオックス㈱　取締役
2009年11月　エイチ・エス証券㈱　代表取締役社長
2013年 1 月　㈱アスコット　代表取締役会長
2014年 6 月　㈱外為どっとコム　取締役
2016年 4 月　㈱インデックス（現iXIT㈱）代表取締役社長
2017年11月　㈱LastRoots　取締役
2019年 4 月　飯綱東高原観光開発㈱　取締役（現任）
2021年 2 月　ラス・カーズ・キャピタル㈱　代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況
飯綱東高原観光開発㈱取締役、ラス・カーズ・キャピタル㈱代表取締役社長

社外取締役候補者に関する特記事項
中井川俊一氏は当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
中井川俊一氏につきましては、 数多くの会社での経営経験を活かし、社外取締役として、当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者といたしました。豊富な経営経験を活かした当社経営への助言を期待しております。なお、中井川俊一氏は当社独立性基準を満たしており、選任が承認された場合は独立社外取締役となります。

責任限定契約の内容の概要
当社は、中井川俊一氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第23条に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

（注）1．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することとなる損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
2．当社は、黒崎守峰氏、渡邉雅之氏、上村明氏、竹村滋幸氏及び中井川俊一氏の選任が承認された場合、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、届け出る予定であります。
3．黒崎守峰氏、渡邉雅之氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結のときをもって1年となります。

（ご参考）

○取締役スキルマトリックス

スキルマトリックスは、取締役の素養・経験及び取締役会におけるバランスを一覧表にまとめたものです。その目的は企業が必要とする取締役の素養・経験を対照させ、取締役選任の適切性を開示することにあり、経済産業省が定める「コーポレートガバナンスシステムに関する実務指針」を参考に独自の項目で整理したものです。

	企業経営	営業	生産/技術 R&D	DX/IT	財務会計	法務	海外事業	ESG （環境・社会・ガバナンス）	人事/労務
根岸　千尋	●	●		●			●	●	●
黒澤　洋史	●				●			●	●
黒崎　守峰	●		●	●			●	●	
渡邉　雅之						●		●	●
上村　　明						●	●	●	●
竹村　滋幸	●	●					●	●	
中井川　俊一	●	●			●		●	●	

第２号議案　吸収分割契約承認の件

１．吸収分割を行う理由

当社グループを取り巻く環境は、情報ソリューション事業領域におけるデジタルコンテンツの拡大に伴う紙媒体の需要低下、プロモーションの多様化による商業印刷の需要変化や、人材事業領域における労働・採用市場の変化、葬祭事業領域における葬儀の簡素化など、事業環境の変化が一層厳しさを増しており、コア事業の再構築が急務です。

そのような中、新中期経営計画で示した「廣済堂大改造計画2020」を確実に実行し、業態転換と収益改善、企業イメージの刷新を果たし、情報ソリューション事業、人材サービス事業及びエンディング関連事業の３つの柱を確立させていきたいと考えております。

当社の社名である「廣済」は“広く社会に貢献する”という意味であり、“人生100年を様々な場面でサポートする廣済堂グループ”へ変化したいと考えております。今後は、当社グループのさらなる成長加速及び事業拡大及びより強固な収益基盤構築のため、以下の事項を企図して持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

① 個別事業の専鋭化と競争力強化
各事業会社においては、それぞれに最適な事業戦略の策定、マーケットにフィットした事業運営体制の構築、各種制度（人事制度等）の最適化等により事業を専鋭化すると共に、競争力強化を図ります。また、M&Aの実施、グループとしての成長に必要な新規事業開発等にも積極的にチャレンジすることで、成長を加速させます。

② グループシナジーの追求と経営資源の最適化
持株会社を中核に当社グループが保有する経営資源を横断的・効率的に活用することにより、グループ内企業間シナジーの最大化及び経営資源の最適化を図ります。

③ グループ経営機能の強化
持株会社は、グループの成長戦略の策定とグループの経営の実行に注力します。内部監査やIR、グループ事業運営のための資金管理から、事業会社各社の連携、更には、基盤事業の成長に必要な資本政策を推進することで、グループの企業価値の最大化及び持続的な成長を図ります。また、事業ごとにコスト管理を徹底し、グループ全体の収益性を高めてまいります。

④　権限と責任の明確化による意思決定の迅速化
グループ経営を行う組織と事業推進を行う組織を分離すると共に、双方の責任と権限を明確化することで、迅速な意思決定と競争力の強化を図ります。

持株会社体制への移行のため、当社は、2021年10月１日（予定）をもって、当社の営む事業のうち情報ソリューション事業に関して有する権利義務を当社の100％子会社である株式会社廣済堂情報ソリューション事業分割準備会社に、人材サービス事業に関して有する権利義務を当社の100％子会社である株式会社廣済堂人材サービス事業分割準備会社に、それぞれ承継させる吸収分割契約（以下、「本件吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。本議案は、本件吸収分割契約の締結について、ご承認をお願いするものであります。

２．吸収分割契約の内容の概要

（1）「吸収分割契約書（写）」（株式会社廣済堂情報ソリューション事業分割準備会社）

吸収分割契約書（写）

株式会社廣済堂（以下「甲」という。）及び株式会社廣済堂情報ソリューション事業分割準備会社（以下「乙」という。）は、情報ソリューション事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社廣済堂

住所：東京都港区芝浦一丁目２番３号シーバンスS館13階

（乙）吸収分割承継会社
商号：株式会社廣済堂情報ソリューション事業分割準備会社
住所：東京都港区芝浦一丁目２番３号シーバンスS館13階

第２条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）
１．乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
２．前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（ｉ）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
３．第１項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第３条（吸収分割に際して交付する金銭等）
乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式6,800株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第４条（乙の資本金等の額）
本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割の効力発生日における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
(1) 資本金　340,000千円
(2) 資本準備金　87,500千円
(3) その他資本剰余金　株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
(4) 利益準備金　０円
(5) その他利益剰余金　０円

第５条（株主総会の承認）
１．甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
２．乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

第６条（効力発生日）
本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2021年10月１日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第７条（競業避止義務）
甲は、本件分割後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わない。

第８条（会社財産の管理等）
甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第９条（本契約の条件変更及び解除）
本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）
　本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各１通を保有する。

2021年５月14日

（甲）東京都港区芝浦一丁目２番３号シーバンスS館13階
　　株式会社廣済堂
　　代表取締役　　根岸　千尋　　印

（乙）東京都港区芝浦一丁目２番３号シーバンスS館13階
　　株式会社廣済堂情報ソリューション事業分割準備会社
　　代表取締役　　根岸　千尋　　印

（別紙）

承継権利義務明細表

　乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2021年３月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

１．承継する資産
　本件事業に属する以下の資産
（1）流動資産
　　効力発生日における本件事業に係る以下の資産。

現金、預金、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品、前渡金、前払費用、その他流動資産。

(2) 固定資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産。

機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産（機械及び装置を除く）、ソフトウェア、その他固定資産。

2．承継する負債

本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債。

リース債務、未払金、未払費用、前受金、預り金、賞与引当金、その他流動負債。

(2) 固定負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債。

リース債務、長期未払金、その他固定負債。

3．承継する雇用契約等

本件分割の効力発生の直前において甲が締結している本件事業に属する一切の雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。

なお、事業戦略室、内部監査室、経営戦略本部、DX戦略本部従業員の雇用契約は承継しない。

4．承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

承継しないものとし、乙が本件事業に使用するものについては、甲が乙に使用許諾する。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以　上

（2）「吸収分割契約書（写）」（株式会社廣済堂人材サービス事業分割準備会社）

吸収分割契約書（写）

株式会社廣済堂（以下「甲」という。）及び株式会社廣済堂人材サービス事業分割準備会社（以下「乙」という。）は、人材サービス事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社
商号：株式会社廣済堂
住所：東京都港区芝浦一丁目２番３号シーバンスS館13階

（乙）吸収分割承継会社
商号：株式会社廣済堂人材サービス事業分割準備会社
住所：東京都港区芝浦一丁目２番３号シーバンスS館13階

第２条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

１．乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。

２．前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（ｉ）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ⅱ）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。

3．第１項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第３条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式200株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第４条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割の効力発生日における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

(1) 資本金　0円
(2) 資本準備金　2,500千円
(3) その他資本剰余金　株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
(4) 利益準備金　0円
(5) その他利益剰余金　0円

第５条（株主総会の承認）

1．甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2．乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

第６条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2021年10月１日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第７条（競業避止義務）
　甲は、本件分割後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わない。

第８条（会社財産の管理等）
　甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第９条（本契約の条件変更及び解除）
　本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）
　本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各１通を保有する。

2021年５月14日

（甲）東京都港区芝浦一丁目２番３号シーバンスS館13階
　　株式会社廣済堂
　　代表取締役　　根岸　千尋　　印

（乙）東京都港区芝浦一丁目２番３号シーバンスS館13階
株式会社廣済堂人材サービス事業分割準備会社
代表取締役　　根岸　千尋　　印

（別紙）

承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2021年３月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

１．承継する資産
本件事業に属する以下の資産
（1）流動資産
効力発生日における本件事業に係る以下の資産。
現金、預金、原材料及び貯蔵品、前渡金、前払費用、その他流動資産。

（2）固定資産
効力発生日における本件事業に係る以下の資産。
工具、器具及び備品、リース資産、ソフトウェア、関係会社株式（KOSAIDO　HR VIETNAM　CO.,LTD.）、破産更生債権等、その他固定資産。

２．承継する負債
本件事業に属する以下の負債
（1）流動負債
効力発生日における本件事業に係る以下の負債。
リース債務、未払金、未払費用、前受金、賞与引当金、その他流動負債。

(2) 固定負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債。

リース債務。

3．承継する雇用契約等

本件分割の効力発生の直前において甲が締結している本件事業に属する一切の雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。

なお、事業戦略室、内部監査室、経営戦略本部、DX戦略本部従業員の雇用契約は承継しない。

4．承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

承継しないものとし、乙が本件事業に使用するものについては、甲が乙に使用許諾する。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以　上

3．吸収分割承継会社が当社に対して事業に関する権利義務に代えて交付する株式の数及び吸収分割承継会社の資本金・準備金の額の相当性に関する事項

(1) 交付する株式数に関する事項

① 当社は、2021年10月１日を効力発生日とする吸収分割により、情報ソリューション事業に関する権利義務について、当社の100％子会社である株式会社廣済堂情報ソリューション事業分割準備会社に対して、当社との間で締結した2021年５月14日付の吸収分割契約に従い承継させることとし、承継会社が新たに普通株式6,800株を発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。

② 当社は、2021年10月１日を効力発生日とする吸収分割により、人材サービス事業に関する権利義務について、当社の100％子会社である株式会社廣済堂人材サービス事業分割準備会社に対して、当社との間で締結した2021年５月14日付の吸収分割契約に従い承継させることとし、承継会社が新たに普通株式200株を発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。

各承継会社は当社の100％子会社であり、本件分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、各承継会社が発行する株式数については、両社で協議の上決定しており、相当であると判断いたしました。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

各承継会社が各吸収分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、各吸収分割後の各承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断いたしました。

承継会社	資本金	資本準備金
株式会社廣済堂情報ソリューション事業分割準備会社	340百万円	87.5百万円
株式会社廣済堂人材サービス事業分割準備会社	10百万円	2.5百万円

4．吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(1) 株式会社廣済堂情報ソリューション事業分割準備会社

株式会社廣済堂情報ソリューション事業分割準備会社は、2021年４月５日に成立した会社であるため、確定最終年度はありません。同社の成立の日現在における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

貸借対照表

2021年４月５日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	10	資本金	10
資産合計	10	純資産合計	10

(2) 株式会社廣済堂人材サービス事業分割準備会社

株式会社廣済堂人材サービス事業分割準備会社は、2021年４月５日に成立した会社であるため、確定最終年度はありません。同社の成立の日現在における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

貸借対照表

2021年４月５日現在

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（純資産の部）	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	10	資本金	10
資産合計	10	純資産合計	10

５．各吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後または成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

６．吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

第３号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社は、第２号議案（「吸収分割契約承認の件」）をご承認いただくことを条件として、2021年10月１日（予定）をもって、持株会社（同日付で「株式会社広済堂ホールディングス」へ商号変更予定）へ移行いたします。これに伴い、現行定款第１条（商号）及び第２条（目的）を変更し、併せて、2021年10月１日に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所であります）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総　則	第１章　総　則
（商　号）	（商　号）
第１条　当会社は、株式会社廣済堂と称する。	第１条　当会社は、株式会社広済堂ホールディングスと称する。
２．英文ではKOSAIDO Co.,Ltd.と表示する。	２．英文ではKOSAIDO Holdings Co.,Ltd.と表示する。
（目　的）	（目　的）
第２条　当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、下記の事業およびこの関連事業を営むこと、ならびに下記の事業およびこの関連事業を営む国内および外国会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。
(1)～(5)（記載省略）	(1)～(5)（現行通り）
(6)インターネット等のネットワークを利用した商品売買システムの設計、開発、決済、運用	(6)インターネット等のネットワークを利用した商品売買システム等の設計、開発、決済、運用
(7)催事等の企画、運営管理及びこれらに関連する展示、内装、外装、電気装飾、建築の設計、施工並びに関連製品の展示販売	(7)施設、催事等の企画、運営管理及びこれらに関連する展示、内装、外装、電気装飾、建築の設計、施工並びに関連製品の展示販売
(8)～(19)（記載省略）	(8)～(19)（現行通り）

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	(20)ライフスタイル、資産運用、終活に関する情報提供サービス及びコンサルティング
（新設）	(21)火葬場、斎場の経営及び運営
(20)前各号に付帯関連する調査、研究開発、評価・認証及びコンサルティングの受託	(22)前各号に付帯関連する調査、研究開発、評価・認証及びコンサルティングの受託
(21)前各号の営業を行う者に対する投資	(23)前各号の営業を行う者に対する投資
(22)前各号に付帯関連する製品の販売	(24)前各号に付帯関連する製品の販売
(23)前各号に付帯関連する一切の業務	(25)前各号に付帯関連する一切の業務
第３条～第39条　（条文省略）	第３条～第39条　（現行通り）
（新設）	附則 （効力発生日） 第１条（商号）及び第２条（目的）の変更は、2021年６月29日開催予定の定時株主総会に付議される吸収分割契約の承認の件が原案どおり承認可決されること及び上記吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日である2021年10月１日に効力が生じるものとする。 なお、本附則は、効力発生日の経過をもってこれを削除する。

以上

提供書面

事業報告（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 廣済堂グループの事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済においては、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により、2020年4月に政府から発出された「緊急事態宣言」等による消費の落込みや企業活動の停滞により、景気は急速に悪化しました。同年5月下旬の「緊急事態宣言」解除以降、政府の経済対策等により、景気は持ち直しの動きを見せたものの、同年11月以降の新型コロナウイルス感染症の再流行により、2021年1月に2回目の「緊急事態宣言」が発出されたこと等で先行きの不透明感が増大し、国内外の消費動向や企業活動の回復が鈍化し、当社グループにとって厳しい状況が継続しました。

このような情勢下において、当社グループは、“人生100年を様々な場面でサポートする廣済堂グループ”として、その社会的使命を果たすべく、テレワークや時差出勤、オンライン会議の活用、職場における感染防止対策を実施し、顧客、取引先及び従業員の安全確保を図りながら事業活動を継続してまいりました。

このような状況のもと、当社は新中期経営計画「廣済堂大改造計画2020」を公表し、当計画の施策である「収益構造の大改造」、「事業構成における大改造」、「経営基盤強化に向けた大改造」を着実に実行することにより当社グループの改革を推進してまいりました。

こうした取り組みの結果、当社グループの当連結会計年度の業績につきましては、前年同期比で連結売上高は減収、連結営業利益、連結経常利益では減益となりました。一方で、連結納税制度導入による繰延税金資産増加に伴う法人税等調整額の影響等により、親会社株主に帰属する当期純利益の計上となりました。

以上の結果、当期における連結売上高は31,497百万円（前期比10.2％減）、連結営業利益は2,017百万円（前期比13.3％減）、連結経常利益は1,823百万円（前期比17.5％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は854百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失2,671百万円）となりました。

なお、当社は、当社グループのさらなる成長加速、事業拡大及び、より強固な収益基盤構築のため、株主総会参考書類記載の第2号議案及び第3号議案の本総会でのご承認を条件として、2021年10月1日より持株会社体制に移行することといたしました。詳細につきましては、「(４) 対処すべき課題」の「２．持株会社体制への移行」をご参照ください。

セグメント別業績の概況

■ 情　報　18,496百万円
■ 人　材　4,663百万円
■ 葬　祭　8,333百万円
■ その他　4百万円

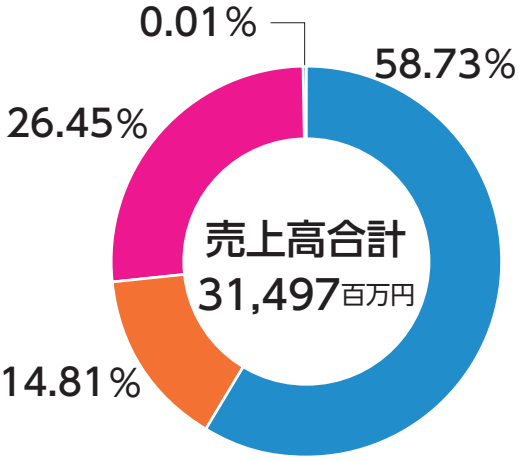

連結売上高

区　分	当　期		前　期		前期比（%）
	金額（百万円）	構成比率（%）	金額（百万円）	構成比率（%）	
情　報	18,496	58.7	20,789	59.2	△11.0
人　材	4,663	14.8	5,545	15.8	△15.9
葬　祭	8,333	26.5	8,735	24.9	△4.6
その他	4	0.0	17	0.1	△76.7
合　計	31,497	100.0	35,088	100.0	△10.2

連結営業利益

区　分	当　期	前　期	前期比（%）
	金額（百万円）	金額（百万円）	
情　報	163	55	195.2
人　材	△65	159	−
葬　祭	2,437	2,564	△5.0
その他	2	△8	−
調整額	△519	△442	17.4
合　計	2,017	2,328	△13.3

（注）「その他」セグメントは、2020年６月８日に当セグメントを構成する事業会社「株式会社トムソンナショナルカントリー倶楽部」の全株式を譲渡したことにより、現在は、当セグメントを構成する事業はなくなりました。

情報セグメント





売上高（単位：百万円）

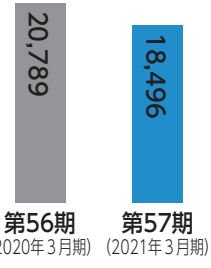

営業利益（単位：百万円）

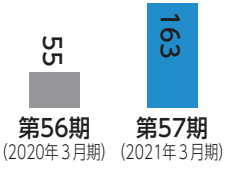



情報セグメントは、主に情報ソリューション事業及び出版事業で構成されております。

情報ソリューション事業は、出版・商業印刷を始めとする印刷関連ソリューションと、IT受託開発を中心としたデジタルソリューション、データ入力代行やコールセンター業務などお客様の事業をサポートするBPOサービス、そして環境配慮型の商品・サービスの提案を行うプロダクト営業で構成されております。

情報ソリューション事業では、出版印刷分野で、外出自粛による一部書籍の需要の堅調な推移や、大型のBPO案件の受注増加等がありましたが、一方で、新型コロナウイルス感染症拡大による市況悪化の影響を大きく受けた商業印刷分野では、プロモーションやイベントの中止による印刷物の受注減少や、旅行パンフレットやカタログ等の販促物の需要減少等が継続し、事業全体では減収となりました。また、利益面では、工場再編に伴うコスト削減等により増益となりました。

出版事業は、教科書・補助教材等の教育図書の企画と出版で構成されております。

出版事業では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が継続し、学校教材の受注が低調に推移したこと等により、減収・減益となりました。

以上の結果、情報セグメントの売上高は184億96百万円(前期比11.0%減)、営業利益は1億63百万円(前期比195.2%増)となりました。

人材セグメント





売上高（単位：百万円）

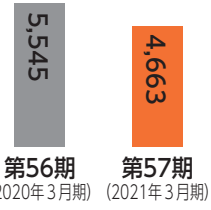

営業利益（単位：百万円）

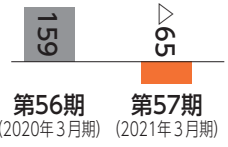

TalentAsia

人材セグメントは、人材事業で構成されており、求人媒体・HRテック事業を始めとして、人材紹介・人材派遣、RPO（リクルートメントプロセスアウトソーシング）、海外（ベトナム等）における、人材紹介、人材育成・研修、日本語教育、留学サポート等の事業を手掛けており、人材の発掘から採用、教育・研修までトータルな人材ソリューションを提供しております。

当期は、人材派遣事業が健闘し、サブスクリプション型の採用管理システムを提供するHRテック事業が伸長しましたが、一方でこれまで主力だった求人媒体事業では、ウェブ求人媒体市場における単価下落及び競争激化に加え、新型コロナウイルス感染拡大による全国的な求人広告掲載件数の激減等の影響を受け、大幅な減収となりました。

利益面では、求人媒体における紙媒体からWebへの移行やHRテック事業の伸長等により収益構造の改善を進めたものの、減収の影響から大幅な減益となりました。

その結果、人材セグメントの売上高は46億63百万円(前期比15.9%減)、営業損失は65百万円(前期は営業利益１億59百万円)となりました。

葬祭セグメント

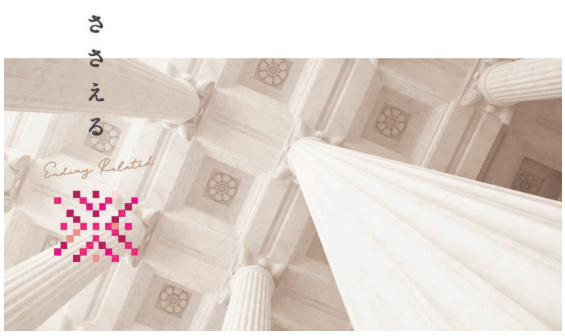



売上高（単位：百万円）

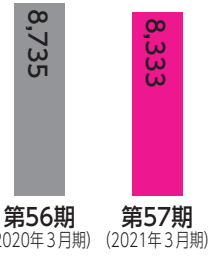

営業利益（単位：百万円）

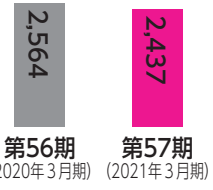





葬祭セグメントは、葬祭事業で構成されており、当社子会社の東京博善株式会社により、火葬炉併設の総合斎場を都内６カ所で運営しております。また、オンライン葬儀等火葬事業以外のシニア・エンディング事業も開始しております。

当期は火葬取扱い件数は増加したものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、従来からの葬儀の簡素化や来場者の減少傾向が顕著になり、式場利用の単価下落や火葬中の休憩室の利用率減少、菓子飲料などの売上減少等が継続しました。

以上の結果、葬祭セグメントの売上高は83億33百万円(前期比4.6％減)、営業利益につきましては24億37百万円(前期比5.0％減)となりました。

なお、修繕費や人件費の増加を受け、2021年１月４日より火葬料金の改定を実施しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主なものは、印刷工場設備の更新及び修繕費用300百万円及び子会社である東京博善株式会社の設備改修工事費581百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達はありません。当連結会計年度末の当社グループの借入金及び社債は、前期末より30億円減少し249億円となっております。

また、今後の資金需要に対し、安定かつ効率的な調達を行うため、2020年12月に主要取引金融機関と総額40億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(2) 財産及び損益の状況

当社グループの財産及び損益の状況の推移

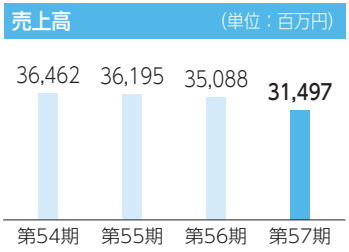

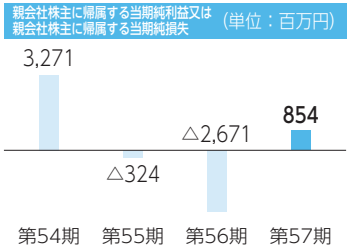

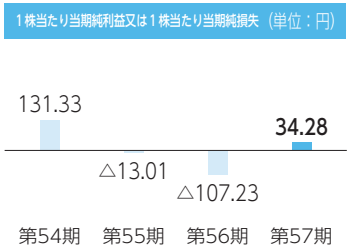

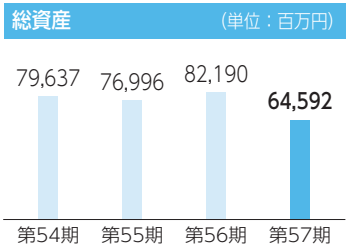

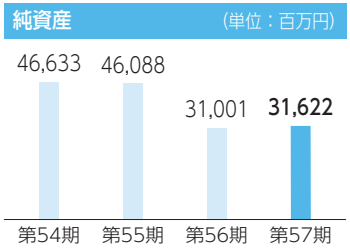

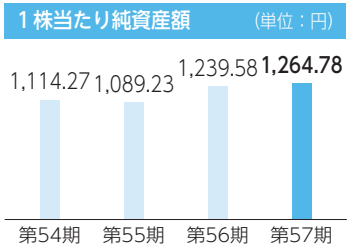

区　分		第54期 2018年３月期	第55期 2019年３月期	第56期 2020年３月期	第57期 (当連結会計年度) 2021年３月期
売上高	(百万円)	36,462	36,195	35,088	**31,497**
営業利益	(百万円)	2,181	2,250	2,328	**2,017**
経常利益	(百万円)	1,648	1,637	2,210	**1,823**
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	(百万円)	3,271	△324	△2,671	**854**
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	(円)	131.33	△13.01	△107.23	**34.28**
総資産	(百万円)	79,637	76,996	82,190	**64,592**
純資産	(百万円)	46,633	46,088	31,001	**31,622**

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年２月16日)等を第55期の期首から適用しており、第54期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっており、総資産の額が第54期公表のものと異なっております(遡及適用前の第54期総資産額　79,651百万円)。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	出資比率（%）	主要な事業内容
東京博善株式会社	4,050	100.0	葬祭事業
廣済堂あかつき株式会社	100	100.0	出版事業

（注）2021年5月14日に、当社は当社保有の廣済堂あかつき株式会社の株式の全部を譲渡しております。

(4) 対処すべき課題

今後の我が国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症流行の再拡大を受け、本年４月には緊急事態宣言の再発出がなされ、５月には緊急事態宣言の期間延長の決定がされる中、当面、景気は先行き不透明な状況が継続するものの、ワクチン接種が進むことで徐々に通常の経済活動への回復が進むものと予測されます。また、新型コロナウイルス感染症流行により新しい常識やライフスタイルの変化、いわゆる「ニューノーマル」が定着し、紙媒体の需要減少、多種多様なワークスタイルの変化、葬儀の小規模化等が進むことが予想され、当社グループの各事業セグメントにとってその影響は大きいものの、一方で新たな需要も発生するものと思われます。

このような状況のもと、次期は新中期経営計画「廣済堂大改造計画2020」の2年目であり、2022年度の定量目標である売上高400億円、営業利益31億円の達成に向け、「収益構造の大改造」、「事業構成における大改造」、「経営基盤強化に向けた大改造」に基づき、以下の取り組みを着実に実行してまいります。

１．各事業セグメントの取り組み

(1)情報セグメント

①印刷及びITソリューションに加えて、上流工程のプロモーションや下流工程の梱包・発送等の複合型商材の販促拡大

②BPOソリューション事業の拡大

・従来案件以外のBPO案件の受注拡大

・より大規模なBPO案件の受注拡大

(2)人材セグメント

①HRテック領域戦略の展開

・HRテックサービス「TalentClip」利用顧客のアカウントベースマーケティングの展開

・HRテックサービス及び従来型の求人媒体とのクロスセル戦略

②TalentAsia事業による海外人材事業拡大

・海外法人（ベトナム）を活用した海外人材の育成・供給から紹介までをワンストップで行うサービスの展開
・介護業界向けの海外人材の供給強化

③人材派遣・紹介業界の領域拡大
・TalentClipとの連動による新たな人材紹介（UIターン等）や新たな人材派遣（高収益のIT・BPO等）への拡大及び強化

(3)葬祭セグメント

①火葬事業の経営・事業改革
・火葬事業を営む当社子会社の東京博善株式会社のサービス品質向上、新サービスの販促強化、コスト削減

②リアルとデジタルの融合による新規事業創出
・シニア～エンディングを横断するプラットフォーム構築
・東京博善の所有施設（東京23区内の6カ所の火葬炉併設の総合斎場）を活かした、デジタル事業の創出

③葬祭業界支援事業の展開
・人材（人材の派遣や紹介）、仕組み(葬祭DXの提供及び導入支援等)、経営ノウハウ等のサポート

2．持株会社体制への移行

新中期経営計画の達成および中長期的な成長に向け、更なる成長加速と事業拡大、強固な収益基盤構築のため、以下に挙げる各事項を企図し、当社グループは持株会社体制へ移行いたします。（本件は、本総会に第2号議案及び第3号議案として上程いたします）

(1)個別事業の専鋭化と競争力強化
(2)グループシナジー追求と経営資源の最適化
(3)グループ経営機能の強化
(4)権限と責任の明確化による意思決定の迅速化

廣済堂グループは、1949年（昭和24年）に印刷会社として創業以来、社名にある「廣済」（広く社会に貢献する）を経営理念として、印刷、ITサービス、人材サービス、葬祭などの各事業を通じ、皆さまより信頼される“人生100年を様々な場面でサポートする廣済堂グループ”となることを目指しております。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社グループは、多業種にわたり事業展開を行っており、事業の種類別セグメントは以下のとおりであります。

区　分	事業内容	会　社
情報	印刷物及びIT系商材の製造販売 出版物の出版・販売	㈱廣済堂 廣済堂あかつき㈱ 威海廣済堂京友包装有限公司
人材	求人広告及び人材紹介等	㈱廣済堂 ㈱廣済堂ビジネスサポート ㈱キャリアステーション ㈱共同システムサービス ㈱ファインズ KOSAIDO HR VIETNAM CO.,LTD.
葬祭	火葬事業及び斎場経営	東京博善㈱

（注）当社は、2021年3月16日に情報セグメントに区分される当社保有の株式会社金羊社株式の全部を、同年5月14日に、当社保有の廣済堂あかつき株式会社の株式の全部を、それぞれ譲渡しております。

(6) 主要な営業所及び工場（2021年３月31日現在）

当社

■本社　東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスＳ館13F

■営業所　東京都港区芝4-7-8 芝サンエスワカマツビル6F
宮城県仙台市若林区舟丁18-2
富山県富山市千歳町2-13-2
大阪府大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル5F（※）
大阪府豊中市蛍池2-2-1（※）

■工場　埼玉県さいたま市桜区町谷1-4-1
東京都江東区有明1-1-7

（※）2021年６月14日より
大阪府大阪市中央区高麗橋
4-1-1興銀ビル2F
へ移転致します。



廣済堂あかつき㈱	東京都練馬区貫井4-1-11
㈱廣済堂ビジネスサポート	東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスＳ館13F
㈱キャリアステーション	新潟県新潟市中央区上大川前通６番町1214-2
㈱ファインズ	新潟県新潟市中央区南笹口1-1-54-8F
㈱共同システムサービス	宮城県大崎市古川沢田字新原際105
威海廣済堂京友包装有限公司	中華人民共和国山東省威海市石島開発区
KOSAIDO HR VIETNAM CO.,LTD.	1604 16th Floor Havana Tower, 132 Ham Nghi Street, Ben Thanh Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

東京博善㈱

■本社	東京都港区芝浦1-2-3シーバンスS館13F
四ツ木斎場	東京都葛飾区白鳥2-9-1
堀ノ内斎場	東京都杉並区梅里1-2-27
町屋斎場	東京都荒川区町屋1-23-4
代々幡斎場	東京都渋谷区西原2-42-1
桐ヶ谷斎場	東京都品川区西五反田5-32-20
落合斎場	東京都新宿区上落合3-34-12

(7) 使用人の状況 (2021年３月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,038名	209名（減）

(注) 使用人は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時使用人は含みません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
568名	232名（減）	43.4歳	15.8年

(注) 使用人は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時使用人は含みません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年３月31日現在)

借入先	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	13,348
株式会社みずほ銀行	3,010
株式会社三菱UFJ銀行	2,025
株式会社りそな銀行	1,830
株式会社静岡中央銀行	1,250
三井住友信託銀行株式会社	830
株式会社横浜銀行	820
株式会社武蔵野銀行	800
株式会社きらぼし銀行	620
合　計	24,533

(注) 上記借入額には社債を含んでおります。

2 会 社 の 現 況

(1) 株式の状況 (2021年３月31日現在)

① 発行可能株式総数　95,130,000株
② 発行済株式の総数　24,925,300株
③ 株主数　3,601名
④ 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社麻生	5,199	20.87
グローバルワーカー派遣株式会社	3,929	15.77
Ｒ＆Ｌホールディングス株式会社	2,543	10.21
田中　成奉	1,012	4.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	842	3.38
株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託分・株式会社学研ホールディングス退職給付信託口）	584	2.34
株式会社静岡中央銀行	510	2.05
凸版印刷株式会社	396	1.59
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	323	1.30
上田八木短資株式会社	300	1.20

（注）持株比率は自己株式10,656株を控除して計算しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	2,700株	2名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

⑥ 所有者別株式数

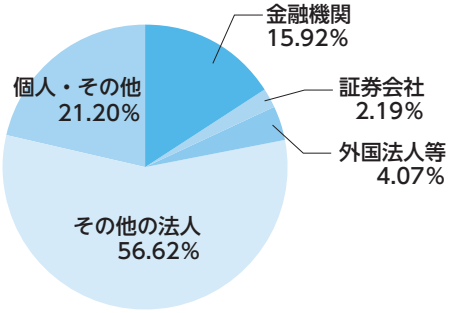

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年３月31日現在)

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 CEO（最高経営責任者）	根　岸　千　尋	東京博善㈱取締役会長(非常勤)、㈱ファインズ非常勤取締役、㈱キャリアステーション非常勤取締役、㈱Kosaido Innovation Lab 非常勤取締役、PT.Kosaido HR Indonesia非常勤取締役
取締役 CFO（最高財務責任者）	黒　澤　洋　史	経営戦略本部、関係会社管理担当 ㈱岩手ホテルアンドリゾート代表取締役社長、合同会社岩手レストランサービス代表社員
取締役	小　林　秀　昭	特命担当 東京博善㈱非常勤取締役、威海廣済堂京友包装有限公司董事
取締役	森　谷　浩　一	前田道路㈱社外取締役
取締役	黒　崎　守　峰	㈱アイティーファーム代表取締役社長、㈱ガイアックス社外取締役
取締役	渡　邉　雅　之	弁護士法人三宅法律事務所パートナー、日特建設㈱社外取締役、㈱王将フードサービス社外取締役
常勤監査役	中　井　　章	特になし
監査役	加　藤　正　憲	加藤公認会計士事務所代表、ベスカ㈱監査役、ディエスヴィ・エアーシー㈱監査役、㈱シフトライフ監査役、㈱ナカヨ取締役監査等委員、エムケーアソシエイツ合同会社代表社員
監査役	沼　井　英　明	弁護士法人琴平綜合法律事務所パートナー弁護士、 ㈱DELICE. 代表取締役

(注) 1. 取締役森谷浩一氏、黒崎守峰氏及び渡邉雅之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役加藤正憲氏、沼井英明氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中井章氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役中井章氏は、当社の経理部に長年にわたり在籍し、経理業務等に精通しております。
4. 当社は、社外取締役森谷浩一氏、黒崎守峰氏、渡邉雅之氏及び社外監査役加藤正憲氏、沼井英明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 各社外役員は、当社との間で会社法第427条第１項、定款第23条及び第34条に基づき会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

○事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　名	退任日	退任理由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
大曲　伸幸	2020年6月29日	任期満了	取締役 印刷関連事業統括、廣済堂あかつき㈱非常勤取締役
中辻　一夫	2020年6月29日	任期満了	取締役
松沢　　淳	2020年6月29日	任期満了	取締役 ㈱アジアゲートホールディングス代表取締役社長、㈱エス・エー・ピー取締役、すみれパートナーズ㈱代表取締役社長
渥美　陽子	2020年6月29日	任期満了	取締役 あつみ法律事務所代表弁護士
神垣　清水	2021年1月17日	辞任	取締役 三菱食品㈱社外監査役、アルフレッサホールディングス㈱社外監査役

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬

イ　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役会は、代表取締役及び人事部門が作成した各取締役の報酬額案に対して、指名報酬委員会の諮問を求め、指名報酬委員会の当報酬額案に対する諮問内容を参考にして、固定報酬（金銭報酬）及び株式報酬（非金銭型報酬）の内容を決定いたします。

指名報酬委員会の答申を踏まえ、当社における役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりとしています。

業務執行取締役につきましては、固定報酬（金銭報酬）と株式報酬（非金銭型報酬）で構成し、各取締役の報酬額は、社内で定めた基準額の範囲内で、役位及び代表権の有無等の職責に応じて、中長期的な業績や他社平均報酬額を考慮して決定いたします。

社外取締役につきましては、固定報酬（金銭報酬）のみとし、2020年定時株主総会で承認された月額2.5百万円を超えないものといたします。

取締役（2020年度末時点6名）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ　取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（2020年度末時点６名）の報酬につきましては、2014年６月27日の定時株主総会で、月額20百万円（年間算額240百万円）以内とし、社外取締役の報酬につきましては、2020年６月29日の定時株主総会で月額2.5百万円（年換算額30百万円）以内、とご承認いただいております。

監査役（2020年度末時点３名）の報酬につきましては、2014年６月27日の定時株主総会で、月額３百万円（年間算額36百万円）以内、とご承認いただいております。

ハ　非金銭報酬の内容について

非金銭報酬として、2020年6月29日の定時株主総会により取締役（2020年度は同年6月29日就任の、社外取締役を除く取締役2名）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とした株式報酬制度です。業務執行取締役を対象とし、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として毎事業年度において金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます（割当ては、新株発行又は自己株式処分の方法により行います）。譲渡制限期間は、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。

二　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任はございません。

ホ　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動等報酬	非金銭報酬等	
取締役	40	38.5	0	1.5	4
社外取締役	22	22	0	0	8
監査役	10	10	0	0	1
社外監査役	10	10	0	0	2

（注）1. 業績連動報酬として取締役に対して支払っているものはございません。
2. 非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬を業務執行取締役の根岸千尋氏及び小林秀昭氏に対して支払っております。

③ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	神垣清水	三菱食品㈱	社外監査役	当社と三菱食品㈱並びにアルフレッサホールディングス㈱との間に重要な取引その他の関係はありません。
		アルフレッサホールディングス㈱	社外取締役	
	森谷浩一	前田道路㈱	社外取締役	当社と前田道路㈱との間に重要な取引その他の関係はありません。
	黒崎守峰	㈱アイティーファーム	代表取締役社長	当社と㈱アイティーファーム並びに㈱ガイアックスとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		㈱ガイアックス	社外取締役	
	黒澤洋史	㈱岩手ホテルアンドリゾート	代表取締役社長	当社と㈱岩手ホテルアンドリゾート並びに合同会社岩手レストランサービスとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		合同会社岩手レストランサービス	代表社員	
	渡邉雅之	弁護士法人三宅法律事務所	パートナー	当社と弁護士法人三宅法律事務所、㈱王将フードサービス並びに日特建設㈱との間に重要な取引その他の関係はありません。
		㈱王将フードサービス	社外取締役	
		日特建設㈱	社外取締役	
監査役	加藤正憲	加藤公認会計士事務所	代表	当社と加藤公認会計士事務所並びにベスカ㈱、ディエスヴィ・エアーシー㈱、㈱シフトライフ、㈱ナカヨ、エムケーアソシエイツ合同会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		ベスカ㈱	監査役	
		ディエスヴィ・エアーシー㈱	監査役	
		㈱シフトライフ	監査役	
		㈱ナカヨ	取締役監査等委員	
		エムケーアソシエイツ合同会社	代表社員	
	沼井英明	弁護士法人琴平綜合法律事務所	パートナー弁護士	当社と弁護士法人琴平綜合法律事務所並びに㈱DELICEとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		㈱DELICE.	代表取締役	

（注）１．取締役神垣清水氏は、2021年１月17日に辞任しております。
２．取締役黒澤洋史氏は、2020年６月29日に社外取締役に就任し、2021年１月23日付で取締役CFOに就任しております。

□ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	活動・発言状況
取締役	神垣清水	15/15回 (100%)	---	期待された検事及び弁護士としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言や指名報酬委員会委員長の職務を適宜行いました。
	森谷浩一	18/18回 (100%)	---	期待された経営者としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言や指名報酬委員会の委員長の職務を適宜行いました。
	黒崎守峰	18/18回 (100%)	---	期待されたIT分野での見識に基づき、議案で審議に必要な発言や当社IT分野に関する助言を適宜行いました。
	黒澤洋史	18/18回 (100%)	---	期待された経営者としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言や財務施策に関する助言を適宜行いました。
	渡邉雅之	18/18回 (100%)	---	期待された弁護士としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言やコンプライアンスに関する提言を適宜行いました。
監査役	加藤正憲	21/21回 (100%)	8/8回 (100%)	公認会計士としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
	沼井英明	21/21回 (100%)	8/8回 (100%)	弁護士としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

(注) 1．2020年6月29日の社外取締役就任後に開催された取締役会は全18回となります。
2．取締役神垣清水氏は、2021年1月17日に辞任しております。
3．取締役黒澤洋史氏は、2020年6月29日に社外取締役に就任し、2021年1月23日付で取締役CFOに就任しております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　興亜監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人である興亜監査法人から説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、監査法人の過年度の会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適正であるかについて検討した結果、適正であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人による適正な監査の遂行が困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3 会社の体制及び方針

(1) 内部統制システム構築の基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社ならびに会社及びその子会社から成る企業集団（以下「当企業集団」という）の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 取締役会を定期的に開催する等、取締役が相互に職務執行の法令及び定款適合性を監視するための十分な体制を構築する。

ロ コンプライアンスに係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行うとともに、部署又は支店ごとにコンプライアンス担当者を置いて現場ごとのきめ細かい管理を行う。

ハ 全社的に法的リスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクについて効果的な統制活動を行う。

ニ 情報・伝達の機能として、社内通報制度を持つ。

ホ 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。

ヘ 財務報告に係る内部統制については、会社法及び金融商品取引法、ならびに東京証券取引所規則等との適合性を確保するため、専門部署を設けて十分な体制を構築する。

ト 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

チ 当社の監査役及び内部監査室は、子会社の業務活動について、法令、定款への適合の観点から監査を行い、必要な助言、勧告及び指導を行う。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ 情報の保存及び管理に係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。

ロ 社内規程・議事録・稟議書・契約書・人事関連文書・権利証書・行政関係文書といった性質に応じて、文書名・保存年限・保存部署・保存形式を定めて保存・管理責任の所在を明確にし、徹底した管理を行う。

ハ 情報セキュリティに係る対策については、専門部署を設けて十分な体制を構築する。

ニ 取締役・監査役の閲覧手続きを明確化する。

ホ 子会社に対して、一定の重要事項については、子会社の取締役会で決定する前に、当社に承認を求め、又は報告することを義務付ける。

ヘ 当社は、当企業集団の子会社の社長などをメンバーとした連絡会を定期的に開催し、そこで経営活動等に関する報告を受けるものとする。

③ 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ リスク管理に係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。

ロ 全社的なリスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクごとに責任部署を明確化して効果的な統制活動を行う。

ハ 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。

ニ 子会社のリスク管理については、子会社からの報告を適宜受けると共に、当社の監査役及び内部監査室が子会社のリスク管理状況の監査を行い、必要な助言、勧告及び指導を行う。

④ 当社及び子会社における取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

イ 取締役会は、会議を開催して、中長期的な観点から経営計画を策定し、毎期の業績目標を設定する。適宜、目標に対する分析を行い、必要に応じて目標の修正を行う。

ロ 代表取締役・業務執行取締役は、その職務の執行の効率性を月度で開催する取締役会で報告し、そのレビューの結果に基づき、効率的な意思決定を行う。

ハ 取締役の意思決定を効率的に執行するために有効な職務分掌・稟議規程を定め、業務執行組織を運営する。
ニ 当社の内部監査室は、当社及び当企業集団の内部統制の有効性について監査を行う。
ホ IT対応に係る内部統制を整備し、有効な社内コミュニケーション機能を有する。
ヘ 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当企業集団内における位置づけ等を勘案のうえ、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるように監督する。
ト 当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。

⑤ 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当社は、関係会社管理規程に前記①、②、③及び④における子会社に関する事項を定めると共に、これに基づいて、当社の事務局部署を設けるなど、当企業集団全体の業務の適正を確保するための組織を整備する。
ロ 第①項ニの社内通報制度については、当企業集団全体を対象とする。

⑥ 監査役の監査環境に係る体制

イ 補助使用人に関する事項
　監査役の職務を補助すべき常傭の使用人は設けないが、必要の都度、監査役の業務を補助するための人員を配置することとする。人員の選任に当たっては、使用人の独立性の観点から、担当取締役と監査役が意見交換を行うこととする。
ロ 当社の取締役及び使用人の監査役への報告に関する事項
（イ）取締役は取締役会等の重要な会議において、随時担当業務の執行状況の報告を行う。
（ロ）取締役及び使用人は、当社及び当企業集団に著しい影響を及ぼす事実が発生し、又は発生するおそれがあるときは、監査役に速やかに報告する。

ハ 子会社の取締役、監査役その他の役職員が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の役職員は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、直ちに当社の監査役へ報告する。

ニ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

本項に定める監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

ホ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

監査役が、その職務の執行について、当社に対し費用の前払い又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

ヘ その他監査の実効性確保に関する事項

（イ）監査役は、あらゆる会議への出席権限を有する。

（ロ）取締役は、監査役の取締役及び使用人に対する調査・是正権限の円滑な行使のため、監査役と当企業集団の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適時・適切に行えるよう協力する。

（ハ）監査役会は、コンプライアンス部署、情報保存・管理部署、リスク管理部署、内部監査室との連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図る。

当社の運用状況の概要

1．内部統制システム全般

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。監査役及び内部監査室による内部統制システムの整備・運用状況の評価結果における重大な是正事項は存在しないことを確認しております。

2．取締役・使用人の職務執行

複数選任された社外取締役が、定期的に開催される取締役会へ参加して発言するなど、監督機能の強化を行っております。なお、取締役会の開催回数は21回であります。

取締役の職務執行の効率性を確保するため、各取締役の業務分掌を取締役会で定め、業務執行部門の責任者の任命を行うとともに、業務分掌規程や稟議決裁規程等で職務権限の明確化を図っております。

3．コンプライアンス

コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス規程、役員服務規程等の遵守すべき規程を社内のイントラネットで常時閲覧できる環境としており、さらに定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また内部通報制度につきましては、社内のみならず、外部の弁護士を通報窓口として当社及び子会社に設置しております。

反社会的勢力に対しては、公益社団法人警視庁管内特別暴力対策連合会及び北摂ブロック企業防衛対策協議会に加入し、講習会等により情報収集を行っております。

情報の管理につきましては文書管理規程及び情報セキュリティ規程を定め、文書管理規程は主管部署として人事総務部が、情報セキュリティ規程は同規程に基づき設置された情報セキュリティ委員会が、それぞれ職務執行に係る情報の管理を行っております。

4．リスク管理

事業継続計画書を定める他、リスクの防止及び会社の損失の最小化を目的としたリスク管理委員会規程を定めて、リスク管理の推進及び統括のためリスク管理委員会を設置しております。

5．子会社経営管理

関係会社管理規程を定め、経営企画部が主管部署として子会社の経営の管理を行っており、事前に協議が必要な重要事項については事前に報告を受け、当社の経営会議の決議を得る体制としております。また、同規程に基づき、子会社の機関設計、業務執行体制及び意思決定について、効率的な業務執行が行われるよう監督しております。

6．監査役の監査環境

監査役は経営会議・取締役会に出席し、取締役より業務の報告を受けております。なお、経営会議への出席回数は45回、取締役会への出席回数は21回であります。また監査役は、会計監査人・内部監査室等の内部統制に係る機関・組織と必要に応じて定期的に情報交換を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
【資産の部】	
流動資産	**21,364**
現金及び預金	13,154
受取手形及び売掛金	5,604
有価証券	1,000
商品及び製品	99
仕掛品	384
原材料及び貯蔵品	190
その他	1,004
貸倒引当金	△75
固定資産	**43,214**
有形固定資産	**36,794**
建物及び構築物	15,270
機械装置及び運搬具	4,553
土地	13,984
リース資産	298
工具、器具及び備品	2,680
その他	7
無形固定資産	**657**
投資その他の資産	**5,761**
投資有価証券	3,242
長期貸付金	28
繰延税金資産	208
退職給付に係る資産	407
その他	1,983
貸倒引当金	△108
繰延資産	**14**
資産合計	**64,592**

科目	金額
【負債の部】	
流動負債	**13,109**
支払手形及び買掛金	2,293
短期借入金	1,300
1年内返済予定の長期借入金	5,334
1年内償還予定の社債	500
未払金	1,638
未払法人税等	521
賞与引当金	289
その他	1,233
固定負債	**19,860**
社債	320
長期借入金	17,528
リース債務	387
繰延税金負債	229
再評価に係る繰延税金負債	139
退職給付に係る負債	16
その他	1,238
負債合計	**32,970**
【純資産の部】	
株主資本	**31,091**
資本金	**1,001**
資本剰余金	**6,754**
利益剰余金	**23,342**
自己株式	**△6**
その他の包括利益累計額	**420**
その他有価証券評価差額金	950
土地再評価差額金	△459
為替換算調整勘定	△70
非支配株主持分	**110**
純資産合計	**31,622**
負債純資産合計	**64,592**

連結損益計算書 (2020年４月１日から2021年３月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		**31,497**
売上原価		**22,641**
売上総利益		**8,856**
販売費及び一般管理費		**6,839**
営業利益		**2,017**
営業外収益		
受取利息配当金	78	
受取賃貸料	90	
受取保険金	55	
貸倒引当金戻入額	56	
その他	164	**445**
営業外費用		
支払利息	277	
賃貸費用	88	
持分法による投資損失	77	
為替差損	73	
その他	122	**638**
経常利益		**1,823**
特別利益		
固定資産売却益	169	
投資有価証券売却益	164	
事業構造改革引当金戻入額	203	**537**
特別損失		
固定資産売却損	130	
固定資産除却損	44	
関係会社売却損	481	
関係会社整理損	897	
その他	457	**2,011**
税金等調整前当期純利益		**349**
法人税、住民税及び事業税	783	
法人税等調整額	△1,269	**△486**
当期純利益		**836**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△17
親会社株主に帰属する当期純利益		**854**

連結株主資本等変動計算書 (2020年４月１日から2021年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,000	6,753	22,651	△6	30,399
当期変動額					
新株の発行	1	1			2
親会社株主に帰属する当期純利益			854		854
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			△163		△163
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1	1	690	△0	692
当期末残高	1,001	6,754	23,342	△6	31,091

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,177	△623	△72	481	120	31,001
当期変動額						
新株の発行						2
親会社株主に帰属する当期純利益						854
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩						△163
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△226	163	1	△61	△9	△71
当期変動額合計	△226	163	1	△61	△9	621
当期末残高	950	△459	△70	420	110	31,622

計 算 書 類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
【資産の部】	
流動資産	**11,004**
現金及び預金	4,740
受取手形	120
電子記録債権	458
売掛金	4,442
商品及び製品	23
仕掛品	375
原材料及び貯蔵品	40
前渡金	77
前払費用	99
その他	761
貸倒引当金	△135
固定資産	**21,324**
有形固定資産	**7,693**
建物	2,182
構築物	31
機械及び装置	297
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	230
土地	4,676
リース資産	274
無形固定資産	**527**
投資その他の資産	**13,103**
投資有価証券	2,365
関係会社株式	7,578
長期貸付金	223
長期前払費用	1,572
繰延税金資産	1,139
その他	255
貸倒引当金	△29
繰延資産	**14**
資産合計	**32,343**

科 目	金 額
【負債の部】	
流動負債	**10,699**
支払手形	79
買掛金	2,029
短期借入金	1,300
1年内返済予定の長期借入金	4,884
1年内償還予定の社債	500
リース債務	206
未払金	1,227
賞与引当金	150
その他	320
固定負債	**19,555**
社債	320
長期借入金	17,528
リース債務	366
長期未払金	952
再評価に係る繰延税金負債	139
資産除去債務	106
その他	142
負債合計	**30,254**
【純資産の部】	
株主資本	**1,615**
資本金	**1,001**
資本剰余金	**207**
資本準備金	1
その他資本剰余金	206
利益剰余金	**413**
利益準備金	7
その他利益剰余金	406
繰越利益剰余金	406
自己株式	**△6**
評価・換算差額等	**473**
その他有価証券評価差額金	933
土地再評価差額金	△459
純資産合計	**2,088**
負債純資産合計	**32,343**

損益計算書 (2020年４月１日から2021年３月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		**19,479**
売上原価		**15,471**
売上総利益		**4,008**
販売費及び一般管理費		**4,249**
営業損失（△）		**△241**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,194	
その他	301	**2,496**
営業外費用		
支払利息	272	
賃貸費用	87	
貸倒引当金繰入額	61	
その他	75	**497**
経常利益		**1,757**
特別利益		
固定資産売却益	169	
投資有価証券売却益	164	
事業構造改革引当金戻入額	203	
その他	8	**546**
特別損失		
固定資産売却損	130	
固定資産除却損	33	
関係会社株式評価損	221	
関係会社整理損	1,355	
その他	424	**2,165**
税引前当期純利益		**139**
法人税、住民税及び事業税	20	
法人税等調整額	△1,551	△1,530
当期純利益		**1,669**

株主資本等変動計算書 (2020年４月１日から2021年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,000	－	206	206	7	△1,099	△1,091
当期変動額							
新株の発行	1	1		1			
当期純利益						1,669	1,669
自己株式の取得							
土地再評価差額金の取崩						△163	△163
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	1	1	－	1	－	1,505	1,505
当期末残高	1,001	1	206	207	7	406	413

			評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△6	108	1,188	△623	564	672
当期変動額						
新株の発行		2				2
当期純利益		1,669				1,669
自己株式の取得	△0	△0				△0
土地再評価差額金の取崩		△163				△163
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△254	163	△90	△90
当期変動額合計	△0	1,507	△254	163	△90	1,416
当期末残高	△6	1,615	933	△459	473	2,088

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月17日

株式会社廣済堂
取締役会　御中

興亜監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　松　村　　隆　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　芝　　康　治　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社廣済堂の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社廣済堂及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月17日

株式会社廣済堂
取締役会　御中

興亜監査法人
東京都千代田区

指定社員 業務執行社員　公認会計士　松村　隆　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　芝　康治　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社廣済堂の2020年4月1日から2021年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社の子会社である東京博善株式会社の2021年4月30日付けの書面による臨時株主総会において、2021年4月29日を基準日とする剰余金の配当を行う議案が承認可決された。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年4月28日に開催した取締役会において、会社の子会社である東京博善株式会社の増資引き受けを決議し、2021年5月7日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社廣済堂　監査役会

常勤監査役　中井　章　㊞
社外監査役　加藤正憲　㊞
社外監査役　沼井英明　㊞

以　上

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

場　　所

東京都港区芝浦一丁目２番３号
シーバンスＳ館１階　大ホール
TEL：03-3453-0550（代）

交通機関

JR線・東京モノレール
浜松町駅 ▶ 徒歩**15**分

都営三田線・浅草線
三田駅 ▶ 徒歩**20**分

都営浅草線・大江戸線
大門駅 ▶ 徒歩**20**分

ゆりかもめ
日の出駅 ▶ 徒歩**10**分

※お車でのご来場はご遠慮ください



- 株主総会当日のお土産はお配りしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点の流行状況や、ご自身の体調をご確認の上、マスク着用等の感染防止策にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申しあげます。体調がすぐれない場合は、どうぞ無理をなさらぬようお願い申しあげます。
- 可能な限り、議決権行使書面の郵送にて、議決権の事前行使をお願い申しあげます。
- 当社では新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、感染状況や政府および東京都の方針を考慮し、会場の座席につきご出席の株主様に一定の間隔をあけて座っていただく、マスク着用の義務化、体温37.5度以上の方の入場禁止等、株主総会開催日時点で必要な感染防止対策を講じますので、予めご理解賜りますようお願い申しあげます。